

観光振興に関する提言

地域の観光産業振興のため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 観光地としての国際競争力を高めるため、農林水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
また、歴史まちづくり事業について、地域の実情に応じた財政措置を講じること。
2. 都市自治体のサイクルツーリズムを通じた観光客誘致の取組を支援すること。
3. ポストコロナを見据えた旅行者に対する受入環境整備等
 - (1) すべての旅行者が安心・快適に旅行できるよう滞在・移動等の受入環境整備等に係る十分な財政措置を講じたうえで、その一層の推進を図ること。
 - (2) 観光施設等における多言語対応や無料Wi-Fi等の通信インフラなど、訪日外国人旅行者の地方誘客に資する環境整備を推進すること。
 - (3) 訪日誘客の推進を図るため、空港及び港湾への支援を充実するとともに、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線やクルーズ船の誘致など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
4. 新型コロナウイルス感染症対策関係
 - (1) 国内・国外からの旅行者による観光の復活に向けて、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための水際対策を含めた今後の具体的な対策や工程を示すとともに、ポストコロナを見据えて、安全・安心な受入環境の整備等に積極的に取り組めるよう、十分な財源を確保すること。
また、観光需要が回復するまでの間の消費喚起対策についても、感染状況を見極めて再開するなど必要な措置を講じること。
 - (2) 観光業に関わる事業者が安心して事業継続できるよう、十分な財源を確保し、機動的かつ万全の措置を講じること。
また、ポストコロナを見据えた、経営の安定化に向けた支援策を長期的

かつ継続的に講じること。

- (3) デジタル技術を活用したMICEの開催に必要な通信環境整備等に対する支援を行うこと。
- (4) 都市自治体が新型コロナウイルスの影響を受けた観光事業者を支援できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。